

遠野市芸術文化協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、遠野市芸術文化協会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を遠野市民センター内に置く。

(目 的)

第3条 本会は、芸術文化の研鑽と振興に努め、もって遠野市芸術文化の高揚発展に寄与し、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種芸術文化事業の開催
- (2) 芸術文化諸団体の育成指導
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組 織)

第5条 本会に次の部門を置く。

茶道部門、華道部門、舞踊部門、邦楽部門、洋楽部門、美術部門、文芸部門、園芸部門

第2章 会 員

(会員の資格)

第6条 本会員の資格は、遠野市内で活動し、理事会の承認を得たる団体及び個人とする。

(会 費)

第7条 会員は、会則に定める会費を年度ごとに納入しなければならない。

(会費等の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費その他拠出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第9条 年会費を2年続けて滞納したものは、会員の資格を喪失することがある。

第3章 役 員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 理事 20名以内

(役員を選任)

第11条 会長、副会長、事務局長、監事は総会において選出する。

2 理事は各部門の推薦により会長が任命する。

(役員職務)

第12条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

3 事務局長は、本会の諸事務一切を執行する。

4 監事は、会計を監査する。

5 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べるができる。

第4章 事務局

第15条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事務局次長、事務局員、会計その他職員を置く。

3 事務局長以外は、本会会員をもって充て、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。

第5章 会議

(会議の種別)

第16条 本会の会議は、総会、理事会及び幹事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第17条 総会は、役員及び本会加盟会員で構成する。

2 理事会は、会長、副会長、事務局長及び理事をもって構成する。

3 幹事会は、会長、副会長及び事務局長をもって構成する。

(会議の機能)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 会則の改廃

(4) 役員を選出

(5) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会を招集するいとまがないときで、総会の議決を要する事項

(3) 総会の議決を要するもので委任を受けた事項

(4) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(5) 会員の資格承認に関する事項。

(6) その他総会の議決を要しないで委任を受けた事項

3 前項第2号、第3号によって処理した事項について、会長は次の総会に報告しなければならない。

4 幹事会は、次の事項を審議する。

(1) 理事会に付議すべき事項

(2) その他本会の運営に係る一切の事項

(会議の開催)

第19条 通常総会は、毎年1回開催するものとする。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めた場合に開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

4 幹事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(会議の招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

(会議の議長)

第21条 総会の議長は、総会出席会員より選出する。

2 理事会及び幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(会議の議決)

第 22 条 会議の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第 6 章 会 計

(経 費)

第 23 条 本会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 寄付金品

(4) その他の収入

2 会費は 1 団体、個人年額 4,000 円とし、毎年 5 月 31 日までに納入するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、特別の理由があると会長が認めたときは、旅費等を支給することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 24 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、通常総会の承認を得なければならない。ただし、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算に準じてこれを執行することができる。

2 前項のただし書きにより、予算執行した場合における収支は、成立した予算の収支とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第 25 条 本会の事業報告、収支決算は、毎事業年度終了後、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 26 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

附 則

本会則は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

平成 20 年 4 月 22 日一部改正